⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,100点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が、1,000点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,000点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成９年度以降に、次のア及びイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ア　ＮＡＴＭによる内空断面積45㎡以上かつ同一トンネルにおいて施工延長1,400ｍ以上のトンネル工事の施工実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、ＮＡＴＭによる内空断面積40㎡以上のトンネル工事の施工実績を有すること。

イ　凍結防止対策を伴ったトンネル工事を施工した実績を有すること。

ただし、ア及びイは同一工事でなくてもよい。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成９年度以降に、上記⑸本文に掲げる工事の経験を有する者であること。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　当該工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、①から③の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

③　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　段階選抜方式による総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を60点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、一次審査０～18点、二次審査０～42点の範囲で「加算点」を与える。

⑶　一次審査　上記２の条件をすべて満たす者のうち、以下の項目における審査評価点合計の上位10者を指名する。なお、10位目の審査評価点を得た者が複数いる場合においては、その審査評価点を得たすべての者を含んで指名する。ただし、上記２の条件をすべて満たす入札参加者が10者以下であった場合においては、すべての入札参加者を指名する。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、10者に追加して指名する。

評価項目

①　目的物の性能・機能に関する事項⑴の提案

②　社会的要請に関する事項⑴の提案

⑷　二次審査　一次審査により指名された者のうち、下記４⑷の期間内に以下の項目の施工計画を提出した者について評価及び判定し、加算点を与える。

評価項目

①　目的物の性能・機能に関する事項⑵の提案

②　社会的要請に関する事項⑵の提案

ア　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性

イ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―8506 札幌市中央区北２条西19丁目　北海道開発局札幌開発建設部契約業務課上席契約専門官　吉塚　　勝　電話011―611―0194（ダイヤルイン）内線2270

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、平成24年７月３日から平成24年10月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である11時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、上記と同様の日時で交付するので、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　一次審査に関する申請書等の提出期間、場所及び方法　平成24年７月３日９時00分から平成24年７月23日11時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成24年７月３日９時00分から平成24年７月23日11時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として書留郵便（提出期間内必着。）とすること。